

1. 災害時要援護者名簿の作成

三条市において、あらかじめ本人の意思を確認し、災害時要援護者を把握し名簿を作成します。その災害時要援護者を、避難行動要支援者と情報伝達要支援者に分けます。

◆災害時要援護者名簿登録者の範囲

【避難行動要支援者】	【情報伝達要支援者】
◎次のいずれかの要件を満たす者であって、生活の基盤が自宅にあり、かつ単身世帯、高齢者のみ世帯、障がい者のみ世帯及び高齢者・障がい者のみ世帯に属する者	◎次のいずれかの要件を満たす者であって、生活の基盤が自宅にあり、かつ避難行動要支援者に該当しない者
①要介護認定3～5を受けている者	①要介護認定3～5を受けている者
②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者 （心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く）	②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者 （心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く）
③療育手帳Aを所持する知的障がい者	③療育手帳Aを所持する知的障がい者
◎上記以外で自治会が支援の必要を認めた者	◎上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

※災害時要援護者に定義された方以外の障がい者・要介護者、乳幼児とその保護者、妊婦等の避難に時間を要する方については、避難準備情報が発令された場合は、早めに避難所等安全な場所に避難してください。

2. 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の方については、自治会、自主防災組織、消防団、介護保険サービス事業所等を主体に、近所の方々と一緒になって避難してもらいます。避難所が無理なときは、安全な建物の2階等に一時避難することも、緊急時には必要となります。

※自治会、自主防災組織、消防団、介護保険サービス事業所等は、三条市の責任のもと、市へ協力していただく立場でこうした活動を行います。市民の皆さまもこうした状況をご理解いただいた上、自分の身は自分で守れるよう災害時に備えておいてください。

3. 情報伝達要支援者への対応

情報伝達要支援者の方については、民生委員、介護保険サービス事業所等から避難準備情報を伝えてもらい、避難勧告が出る可能性もあることから、早めに避難してもらうようにします。

※民生委員、介護保険サービス事業所等は、三条市の責任のもと、市へ協力していただく立場でこうした活動を行います。市民の皆さまもこうした状況をご理解いただいた上、自分の身は自分で守れるよう災害時に備えておいてください。

4. 情報の共有

三条市が作成する災害時要援護者名簿については、個人情報保護に十分配慮しながら、市、自治会、自主防災組織、民生委員等で共有しておき、災害時の避難誘導が効果的に行われるようにします。

三条市では、上記に掲げた方法により災害時要援護者に対する取組みを行っていきますが、市で行う災害時要援護者の名簿登録者への支援活動は、あくまでも最終手段として考えていただき、「自分の身は自分で守る」といった自助の意識のもと、親戚縁者や隣近所の方々から支援してもらうなどの、別な方法を各自用意していただき、災害時に備えていただきますよう、よろしくお願ひします。

いざというとき 頼りになるのは地域のちから

多くの人々は、災害対応の責任の多くが行政にあると考え、また期待もしています。

しかし、実際の災害は多くの場合、行政にとっても想定外の外力で発生しています。想定外の力で私たちを襲う自然災害に対して、私たちの暮らしの全てを守りきることは不可能です。とはいえ、行政は災害への対応（＝公助）を投げ出しているわけではありません。不測の事態に備え、三条市としてできる限りの体制を整えています。

そして、市民の皆さまには、行政の対応だけでは守りきれない事態において、自分の身は自分で守る「自助」以外にはないことを、あらためてご理解いただきたいのです。

加えて、自らの対応が十分に行えない災害時要援護者には、地域コミュニティ（＝共助）をもって対応していただくことも重要です。

あなたの助けを
必要としている人がいます



居安思危

（こあんしき）

居安思危 思則有備 有備無患

安きに居りて危うきを思う
思えばすなわち備えあり
備えあれば患い無し

「居安思危（こあんしき）」という句をご存じでしょうか。孔子が編集した史書「春秋」の注釈書「春秋左氏伝」にある句です。「備えあれば患い無し」という言葉は大変有名ですが、実は原典では、

1. 平安無事の際にも、危難に備え、用心を怠らないこと
2. 平時からの用心が、すなわち備えとなる
3. 備えがあれば、いざという時にあわてずに済む

という三段論法となっており、平時からの危機管理や防災に対する心構えの重要性を表した句になっています。